

日 薬 情 発 第 3 8 号
平成 26 年 7 月 25 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の
パブリックコメントへの本会の対応について【報告】

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃より本会業務に関し、格別のご高配を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）は6月24日に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（以下「大綱」と略）」を決定し、翌25日から昨日まで、意見募集を実施していました。

本会では、三師会での意見交換も含め、別紙の内容を主旨とするパブリックコメント（別添）を昨日提出いたしました。

本大綱は、事業者のパーソナルデータの利活用の壁を取り払い、イノベーションや新ビジネスの創出等を期待するものです。また、「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」については、「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組み」を導入するとされています。

公正な利用であれば、パーソナルデータを本人の利益のみならず公益のために利活用することも可能と考えられますが、たとえ「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」であっても使い方によっては、商業的な利活用が十分に可能です。このような情報の利活用は、大多数の個人が不快・不相当と考える公正ではない利活用であり、何らかの歯止めが必要と考えています。

この他にも、①機微情報の中に医療等分野の情報が明記されていない、②「個人の権利利益の侵害」には言及があるものの、個人のプライバシーや心情の侵害への記述がない、③「グローバル化」が謳われているが、記載内容がグローバル化に対応していない等の問題も散見されます。

本会では、パーソナルデータの利活用に関し、今後とも十分な検討を行う等、慎重な対応を求める予定ですので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

別紙

本会の意見主旨

▼公正な目的での情報の利活用に言及すべきである

本大綱では「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」は「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする」旨の記載があるが、「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」であっても、公正でない利用は行うべきではない。例えば、抗癌剤を服用している患者群の行動様式を解析し、お墓を集中的に案内することは、大多数の個人にとって不快であると考えられるが、原文のままでは「個人の識別可能性」と「個人の権利利益の侵害」のみが規制の対象となっており、公正でない利用についての歯止めをかけることができない。

▼医療等分野の情報は機微情報とすべきである。

個人情報保護法制定時にも、医療等分野に関する情報はその機微性に鑑み「特段の措置を行うべき情報」とされたところである。また、個人情報保護法制定から10余年が経過したが、この間に、医療等分野に関する情報について特段の措置を行わなくても良いとする議論もない。大綱には機微情報として「社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分、前科・前歴及び医療等分野等に関する情報等」が挙げられているが、「医療等分野に関する情報」を意図的に削除する必要もないし、意図的に削除したと受け取られる行動を行う必要もないことから、明記する必要がある。

▼心情やプライバシーの侵害も考慮すべきである

本大綱の随所に「個人の権利利益の侵害の防止」と記載されているが、パーソナルデータの利活用によって侵害されうるものは、個人の権利利益だけではなく、例えば、個人の心情やプライバシーも侵害されうる。権利利益さえ侵害しなければ問題がないとも読める記述は修正すべきである。

▼忘却権等について記載すべきである。

大綱内では「グローバル化」が謳われているが、書かれている内容がグローバル化に対応していない。例えば、標記の忘却権、また、前出の心情やプライバシーの保護もグローバルでは当然の対応であり、大綱に含める必要がある。

▼死者の情報や遺伝情報の取扱いについても言及すべきである

現在の個人情報保護法で規定されていない死者のプライバシーや遺伝情報については、国際的に見ても十分な考慮が必要である。

▼第三者機関の権限をより明確にすべきである

大綱案では、「パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設する」とされ、「第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする」とされているが、第三者機関が「現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有することとする」とするのであれば、当然、自主規制ルールの認定だけでなく、監督も実施しなければ、その権限・機能を発揮することが出来ない。「等」に含めること無く、監督についても明記すべきである。

▼ベネッセ事件等への対応は可能な限り早期に行うべきである

現在の個人情報保護法では、プロファイリングやいわゆる名簿屋等が関与する事案について実効的な規制が出来ない。今回のベネッセ事件を念頭に置けば、継続的な検討とする猶予は無く、可能な限り早期に行う必要があることを明記すべきである。

別添

内閣官房 IT総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室宛

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第2 基本的な考え方 I 制度改正の趣旨 1 背景</p> <p>特に、個人の行動・状態等に関する情報に代表される、パーソナルデータについては、現行法制定当時には実現が困難であった高度な情報通信技術を用いた方法により、本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能となっており、その利用価値は高いとされている。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>以下のように修正すべき。</p> <p>特に、個人の行動・状態等に関する情報に代表される、パーソナルデータについては、現行法制定当時には実現が困難であった高度な情報通信技術を用いた方法により、イノベーション創出に加え、本人の利益のみならず公益のために利活用することにも可能となっており、その利用価値は高いとされている。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>II 制度改正内容の基本的な枠組み 1 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等 の冒頭の記載に合わせた記述をすべきである。現行のままでは、パーソナルデータの利活用は、あたかも、本人の利益、及び、公益のための利活用のみであるように読める。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第2 基本的な考え方 I 制度改正の趣旨 2 課題 ② 個人の権利利益の侵害を未然に防止するために</p> <p>個人の権利利益の侵害に結びつくような事業者の行為を</p> <p>・ 意見内容</p> <p>以下のように修正すべき。</p> <p>② 個人の権利利益等の侵害を未然に防止するために</p> <p>個人の権利利益等の侵害に結びつくような事業者の行為を</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>パーソナルデータの利活用によって侵害されうるものとして、個人の権利利益が挙げられているが、前節「1 背景」の後半に記載されている諸外国におけるプライバシー保護では、権利利益以外にも、その範囲が及ぶ。</p> <p>例えば、抗癌剤を服用中の患者群の行動様式を解析し、集中的にお墓をセールスすることは、個人の権利利益を侵害以前に、そもそも公正な利活用ではない。</p> <p>したがって、権利利益さえ侵害しなければ問題がないとも読める記述は修正すべきである。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3 制度設計 II パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等 1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い</p> <p>この個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したもののについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じることとする。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>以下のように修正すべき。</p> <p>この個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したもののについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれ、大多数の個人が不快・不相当と考える利活用に留意し、第三者機関の関与の下、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じることとする。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」であっても、公正でない利用は行うべきではない。例えば、抗癌剤を服用している患者群の行動様式を解析し、お墓を集中的に案内することは、大多数の個人にとって不快であると考えられるが、原文のままでは「個人の識別可能性」と「個人の権利利益の侵害」のみが対象となっており、公正でない利用についての歯止めをかけることができない。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3 制度設計 Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用</p> <p>1 基本的な制度の枠組みに関する規律 (2) 機微情報</p> <p>社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報を機微情報として定め、個人情報にこれらの情報が含まれる場合には原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いとすることについて検討することとする。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>以下のように修正すべき。</p> <p>社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分、前科・前歴及び医療等分野等に関する情報を機微情報として定め、個人情報にこれらの情報が含まれる場合には原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いとすることについて検討することとする。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>個人情報保護法制定時にも、医療等分野に関する情報はその機微性に鑑み「特段の措置を行うべき情報」とされたところである。また、個人情報保護法制定から10余年が経過したが、この間に、医療等分野に関する情報について特段の措置を行わなくても良いとする議論もない。</p> <p>原案の「等」に含まれる可能性も否定出来ないが、意図的に削除する必要もない（意図的に削除したと受け取られる行動を行う必要もない）ことから、明記する必要がある。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>第3 制度設計 Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 1 基本的な制度の枠組みに関する規律 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し または Ⅶ 継続的な検討課題</p> <p>・ 意見内容</p> <p>他人には知られたくない情報（例：うつ病の既往歴等）を削除できる「忘れられる権利」の策定を追加すべきである。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>グローバル化への対応を謳うのであれば、忘却権の策定も追加すべき。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp

御意見

・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）

Ⅱ 制度改正内容の基本的な枠組み 1 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等

また、医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するために一層の利活用が期待されている情報も多いことから、萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進する。

・ 意見内容

以下のように修正すべき。

また、医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、**公正な利活用により**、本人の利益・公益に資する**ことが期待できる情報については、過度な萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進する。なお、この際には、死者のプライバシーや遺伝情報についても考慮する。**

・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

原案は主語等が曖昧であり、どのようにも読める文章となっており、不的確である。また、現在の個人情報保護法で規定されていない死者のプライバシーや遺伝情報については、国際的に見ても十分な考慮が必要である。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保 1 第三者機関の体制整備 (2) 権限・機能等</p> <p>また、第三者機関は、民間主導による個人情報及びプライバシーの保護の枠組みの創設に当たり、自主規制ルールの認定等を行う。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>以下のように修正すべき。</p> <p>また、第三者機関は、民間主導による個人情報及びプライバシーの保護の枠組みの創設に当たり、自主規制ルールの認定、監督等を行う。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>第三者機関が「現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有することとする」とするのであれば、当然、自主規制ルールの認定だけではなく、監督も実施しなければ、その権限・機能を発揮することが出来ない。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本薬剤師会
住所	東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル7階
電話番号	03-3353-1170
ファクシミリ番号	03-3353-6270
電子メールアドレス	di@nichiyaku.or.jp
御意見	
<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。）</p> <p>VII 継続的な検討課題 2 いわゆるプロファイリング</p> <p>VII 継続的な検討課題 4 いわゆる名簿屋</p> <p>・ 意見内容</p> <p>可能な限り早期の対策が必要である旨を記載すべき。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）</p> <p>現在の個人情報保護法では、上記2つの事例に対する実効的な規制が出来ない。今回のベネッセ事件を念頭に置けば、継続的な検討とする猶予は無いことを明記すべきである。</p>	